

公募型樹木等採取 応募要領

荒川調節池工事事務所は、伐採された樹木を採取する方を公募します。

応募する場合は、下記事項の内容及び現地条件を確認し了承した上で応募して下さい。

1. 公募日 令和6年11月5日（火）

2. 概要

（1）名称 公募型樹木等採取

（2）目的

荒川調節池事業においては、囲ぎよう堤等の施設整備にあたり支障となる樹木の伐採が必要となります。これまで伐採した樹木については処分を行っていましたが、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図るため、樹木の採取を希望する企業・団体・個人を公募します。

（3）募集箇所（資料－1 位置図参照）

・埼玉県さいたま市桜区下大久保地先（荒川左岸 羽根倉橋上流側）

（4）作業期間

令和6年12月17日（火）から令和6年12月20日（金）まで

（5）試行の取り組み

今回公募する河川内樹木の採取は、河川法25条において「河川内の産出物の採取」として許可が必要と規定されており、実施する方には河川法第25条の許可申請をしていただきます。

河川産出物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、公募の対象としている樹木が施設整備の支障となる一方で、地域にとって燃料等への有用な材となることから有効活用の促進のため、従来、河川管理者が実施してきた工程の一部を、許可を受けた者（採取者）が実施するという取り組みを試行で行うものであり、樹木等の採取者を公募するものです。

（6）根拠法令

①河川法（昭和39年法律第167号、以下「法」という）第25条

【概要】河川区域内の土地において土石その他の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

②河川法施行令（昭和40年政令第14号）第15条第1項

【概要】法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

3. 公募への参加資格

公募への参加資格は、以下のいずれにも該当しない者とします。

① 過去3年間に「公募型樹木等採取」の許可を受けた者のうち、著しく不誠実な行為のあ

った者。

- ② 直近1年間の税を滞納している者。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ④ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者。（団体（企業）による応募の場合）
- ⑤ 公募期間中において、会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。（団体（企業）による応募の場合）
- ⑥ その他、荒川調節池工事事務所長が参加不相当と判断する者

4. 応募方法

（1）公募型樹木等採取応募様式の提出

- ① 提出する物：「応募様式」に必要事項を記載の上、提出して下さい。

※記載に当たっては、「記入要領」を良く確認して下さい。

- ② 提出方法：電子メール又は郵送、持参とします。

③ 提出先

a. メール送信する場合

メールアドレス：ktr-araike-chousa@mlit.go.jp

メールの件名を「【公募型樹木等採取への応募】〇〇 〇〇（氏名）」として下さい。

また、容量を3MB以内に納めて下さい。

b. 郵送する場合（住所等は「17. 連絡先等」を参照して下さい。）

・荒川調節池工事事務所 調査設計課

c. 持参する場合（住所等は「17. 連絡先等」を参照して下さい。）

・荒川調節池工事事務所 調査設計課

- ④ 受付期間：令和6年11月5日（火）から令和6年11月15日（金）まで

持参の場合は、上記期間の内、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時30分まで。

郵送の場合は令和6年11月15日（金）の消印まで有効。

5. 選定の方法

- （1）選定にあたっては、応募様式の記載内容を確認の上、選定します。

なお、複数者応募により予定数量を超える場合には、抽選により選定するものとします。

- （2）選定の結果は、令和6年11月25日（月）までに応募者全員へ通知します。

メールで応募された方及び応募様式にメールアドレスを記載した方には、メールで通知し、郵送・持参された方の中でメールアドレスの記載が無い方には、郵送で通知します。

- （3）選定された方には、選定結果の他、採取区画・数量も併せて通知します。

6. 採取場所と樹種、樹径等の情報

(1) 採取場所及び、樹種、樹径等については、資料－２のとおり。

(2) 主体となる樹木

メタセコイヤ

7. 採取の条件、持ち帰り等について

(1) 指定された樹木については、原則的にはすべて持ち帰るものとします。ただし、技術的に採取が難しい樹木については残しても問題ありません。その際は、事務所担当までご連絡ください。

なお、切断による樹木片については、置いていくことも可能としますが、１～２箇所にとどめるなど、出来るだけ整理して下さい。

(2) 指定された作業箇所について、日々の作業終了後には常に整理整頓に心掛けて下さい。

(3) 採取するにあたり疑義が生じた場合は、ご相談ください。

8. 作業環境

作業に伴う進入路、車止めは、資料－３のとおり。

9. 作業にあたっての注意事項及び、実施すべき安全対策等について

作業にあたり下記について、注意して実施して下さい。

河川利用者や採取者の事故を未然に防止する観点から、河川管理者（荒川調節池工事事務所）が、河川巡視等により採取の実施状況の把握を行い、作業の方法等について指示又は指導を行う場合があります。

(1) 作業においては、関係法令等を遵守して下さい。

(2) 指定された箇所以外の樹木は採取しないで下さい。

(3) 隣接する作業の調整については、採取者間で適切に実施して下さい。

(4) 作業において、泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施して下さい。

(5) 作業時間は９：３０～１６：３０までとする。雨天等の場合は、安全を配慮し採取を中止とします。

(6) 採取行為は、法に基づく許可行為であるとともに、採取者の責任において行うものであるため、作業中の自損事故及び第三者への損害に対する賠償等は、採取者が責任を負うものであり、河川管理者は一切責任を負いません。

(7) 河川管理施設等に対する損害については、その原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがあります。

(8) 第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、採取者は、速やかに河川管理者及び関係機関へ通報を行い適切に対応して下さい。

(9) 不測の事態により、河川管理者から採取の停止を指示する場合があります。

なお、採取のためにそれまでに生じた費用は、採取者の負担となります。

(10) 指示又は指導を行っても改善されない場合は、書面による是正の指導を行い、それで

も改善されない場合は、許可を取り消す場合があります。

その場合、採取のためにそれまでに生じた費用は、採取者の負担となります。

また、以降の「公募型樹木等採取」において、申請者の選定から除外する場合があります。

1 0．採取料徴収

今回は、河川法に基づく採取料の徴収を行わないものとします。

1 1．完了報告

採取者は、採取が完了したときに、河川管理者に報告を行うこととします。

1 2．履行確認

完了報告の後に、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、許可受け者に対して指導を行う場合があります。

指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は許可を取り消す場合があります。

このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合があります。

1 3．説明会

説明会は行わないものとします。

1 4．その他

(1) 応募に当たっては、資料－1～3を確認して下さい。

(2) 雨天等の場合は、安全を配慮し採取を中止（延期）とするので、当日に電話連絡します。

(3) 応募者等が多い場合には、その状況に応じ、採取できる数量は適宜こちらで調整し、減じます。

(4) 募集開始後に、台風等の出水により現地の状況が変わり、採取場所を変更したり、募集を取りやめる場合がありますので、予め御了承下さい。

1 5．応募要領及び応募様式に対する質問

(1) 応募要領及び応募様式に対する質問の提出

①提出方法：質問する場合は、書面（電子メール、郵送、持参、又はFAX）により提出して下さい。

質問書の回答を受ける方の氏名、電話番号、住所等を記載して下さい。

なお、企業の場合は担当の部署等を記載して下さい。

②提出先：荒川調節池工事事務所 調査設計課（住所等は「17．連絡先等」参照）

電子メールの場合は以下のメールアドレスへ送信して下さい。

ktr-araike-chousa@mlit.go.jp

メールの件名を「【公募型樹木等採取への質問】〇〇 〇〇（氏名）」

として下さい。また、容量を3MB以内に納めて下さい。

③受付期間：令和6年11月5日（火）から令和6年11月8日（金）まで
（持参する場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時30分まで。）

（2）質問に対する回答

①回答方法：質問者の方へ電子メール、郵送又はFAXで回答を行います。

②回答日：回答をとりまとめのうえ、令和6年11月13日（水）までに行います。

16．無効

公募において示した参加資格のない者の申請、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の申請は無効とし、無効の申請を行った者を採取者としていた場合には、その選定を取り消します。

17．連絡先等

関係連絡先、郵送先等は以下の通りです。

名 称：荒川調節池工事事務所 調査設計課

所 在 地：〒338-0837 埼玉県さいたま市桜区田島 8-17-1

電 話 番 号：048(767)6045

FAX 番 号：048(767)6058

応募様式

令和6年 月 日

荒川調節池工事事務所長 殿

応募者

☐ 個人 ☐ 団体(企業)

団体名: _____

氏名: _____

住所: 〒 _____

令和6年11月5日付けで公募された、河川敷地内の樹木採取について応募します。
応募にあたり、応募要領の内容を確認し、内容を了承し、虚偽のないことを申し添えます。

記

1. 希望する数量

樹径:概ね20cm未満 _____ 本

樹径:概ね20～40cm _____ 本

樹径:概ね40cm以上 _____ 本

2. 採取木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

☐ 薪(ストーブ、その他燃料、等)

☐ その他の目的(_____)

3. 採取を希望する河川産出物の種類: 樹 木

4. 採取の期間

以下の期間で作業予定日(希望日)にチェックを記載。

☐ 令和6年12月17日(火)

☐ 令和6年12月18日(水)

☐ 令和6年12月19日(木)

☐ 令和6年12月20日(金)

5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- (小割方法) ☐ 小割を行わない。
☐ 小割を行う。(方法:)
- (積込方法) ☐ 人力により積込を行う。
☐ 機械により積込を行う。(使用機械:)
☐ その他の方法により積込を行う。(積込方法:)
- (運搬方法) ☐ 軽トラックにより搬出する。
☐ ()トラックにより搬出する。
☐ その他の方法により運搬を行う。(運搬方法:)

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

6. 応募者の連絡先

- 電話番号 : _____
- 緊急連絡先 : _____ ※ 緊急連絡先は平日の日中に連絡がとれる番号を記入して下さい。
- メールアドレス : _____ ※ 可能な限り記入して下さい。

7. 公募伐採の応募資格について

1) 参加資格の合致状況 (該当する項目にチェックを入れて下さい。)

- ☐ 過去3年間に「公募型樹木等採取」の許可を受けた者のうち、著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- ☐ 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- ☐ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。(団体(企業)による応募の場合)
- ☐ 公募期間中において、会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。(団体(企業)による応募の場合)

2) 安全対策等の実施の有無 (該当する項目にチェックを入れて下さい。)

- ☐ 応募要領 9. 「作業にあたっての注意事項及び、実施すべき安全対策について」を遵守します。

応募様式(記入例)

令和6年 〇 月 〇 日

荒川調節池工事事務所長 殿

応募者

☐ 個人 ☒ 団体(企業)

団体名: 〇〇〇(団体名を記入)

氏名: 荒川 太郎

住所: 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇

埼玉県さいたま市〇〇区〇-〇-〇

〇〇ハイツ 〇〇〇

令和6年11月5日付けで公募された、河川敷地内の樹木採取について応募します。
応募にあたり、応募要領の内容を確認し、内容を了承し、虚偽のないことを申し添えます。

記

1. 希望する数量

樹径:概ね20cm未満	本
樹径:概ね20～40cm	本
樹径:概ね40cm以上	本

2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

☒ 薪(ストーブ、その他燃料、等)☐ その他の目的()

3. 採取を希望する河川産出物の種類: 樹 木

4. 採取の期間

以下の期間で作業予定日(希望日)にチェックを記載。

☐ 令和6年12月17日(火)☒ 令和6年12月18日(水)☒ 令和6年12月19日(木)☐ 令和6年12月20日(金)

応募様式(記入要領)

の箇所に記入、若しくは入力して下さい。

☐ の箇所は、チェック(レ)を入れるか、塗りつぶし(■)をして下さい。

- ← 個人による応募か、団体による応募かのどちらかにチェックして下さい。
← 団体の場合、団体名を記入して下さい。個人による応募の場合は記入不要です。
← 団体の場合、連絡担当者の所属・氏名を記入して下さい。
← 各種書類を郵送する際の郵便番号、住所を記入して下さい。

← 応募に当たっては、応募要領の内容を良く確認して下さい。

← 資料ー1(位置図)、資料ー2(採取場所・樹種等)、資料ー3(進入路)を確認の上、記入して下さい。
数量の割り振りにあたり、樹種等の希望は出来ませんのでご了承ください。

← その他の目的の具体的な内容を、()に記入して下さい。

← 記入は不要です。(今回採取する河川産出物は「樹木」です。)

← 申請時点における予定(希望)を記入して下さい。(後ほど変更となっても構いません。)
(採取期間は令和6年12月17日～令和6年12月20日の間です。)

5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

(小割方法) ■ 小割を行わない。

☐ 小割を行う。(方法: チェンソー)

(積込方法) ☐ 人力により積込を行う。

■ 機械により積込を行う。(使用機械: グラップルクレーン付きトラック)

☐ その他の方法により積込を行う。(積込方法:)

(運搬方法) ☐ 軽トラックにより搬出する。

■ (4 t)トラックにより搬出する。

☐ その他の方法により運搬を行う。(運搬方法: ハイエースで運搬 積載量 約1t)

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

6. 応募者の連絡先

電話番号 : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

緊急連絡先 : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ※ 緊急連絡先は平日の日中に連絡がとれる番号を記入して下さい。

メールアドレス : 〇〇〇@〇〇〇.jp ※ 可能な限り記入して下さい。

7. 公募伐採の応募資格について

1)参加資格の合致状況(該当する項目にチェックを入れて下さい。)

■ 過去3年間に「公募型樹木等採取」の許可を受けた者のうち、著しく不誠実な行為のあった者ではない。

■ 直近1年間の税を滞納している者ではない。

■ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

■ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。(団体(企業)による応募の場合)

■ 公募期間中において、会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。(団体(企業)による応募の場合)

2)安全対策等の実施の有無(該当する項目にチェックを入れて下さい。)

■ 応募要領 9.「作業にあたっての注意事項及び、実施すべき安全対策について」を遵守します。

応募様式(記入要領)

← 小割する方法を、()に記入して下さい。

← 使用する機械を、()に記入して下さい。

← その他の方法の具体的な内容を、()に記入して下さい。

← トラックの積載重量を、()に記入して下さい。

← 運搬方法とおおよその積載量を、()に記入して下さい。

← その他、作業に関する事項を、()に記入して下さい。

← 緊急連絡先は平日の日中に連絡がとれる番号を記入して下さい(電話番号と同じでも構いません)

← 郵送・持参で申し込まれた方でメールアドレスを記載した方には、送受信確認のために事務所担当からメール連絡をします。

← 自己申告です。虚偽の記載が無いようにして下さい。

虚偽の記載が発覚した場合は、選定・許可を取り消す場合があります。

【参考 1】公募型樹木等採取における手続きの流れ

	手続き行程	期間（予定） （※1）	手続き実施		手続きの手段					手続きに必要な書類 （※4）
			採取者	国交省	郵送 （※2）	持参 （※2）	メール （※3）	FAX （※2）	備考・その他	
1	採取者の公募	R6.11.5 ～ R6.11.15		○					1）当事務所のホームページ 2）当事務所で配布	
2	公募型樹木等採取への 応募申請	R6.11.5 ～ R6.11.15	○		○	○	○			①応募様式
3	実施者の選定 選定結果の通知	R6.11.18 ～ R6.11.25		○	○		○		当事務所からメール送付若しくは郵送します。（応募者全員）	
4	河川法許可の申請 （河川法第 2 5 条）	～ R6.12.6	○		○	○	○			②河川法許可申請書 ③作業計画書
5	河川法許可審査 許可書の発行 （河川法第 2 5 条）	～ R6.12.16		○	○				当事務所から郵送します。 （メール連絡が可能な方には、着手届、 完了届のエクセルデータも送ります。）	
6	樹木採取の着手	R6.12.17 ～ R6.12.20	○		○	○	○	○		④着手届
7	樹木採取の完了	～ R6.12.20	○		○	○	○	○		⑤完了届

※1 期間については、現時点における予定です。変更となる場合があります。

※2 郵送・持参する場合の住所及び連絡先

〒338-0837 埼玉県さいたま市桜区田島8-17-1 荒川調節池工事事務所 調査設計課 宛

電話番号 048(767)6045 FAX番号 048(767)6058

※3 メール送信する場合のメールアドレス ktr-araike-chousa@mlit.go.jp

※4 ①は当事務所ホームページからダウンロードしてください。②～⑤はメール送付若しくは郵送します。